

事務事業の見直しにおける具体的計画(事務事業仕分け・地域事業組成 外部評価事業)【計画の一覧】

事業番号	事業名	担当部署	概要・方針等		5ヶ年の効果額
			事業概要	取組・推進方法	
(1)	有線放送電話事業補助金	秘書広報課	有線放送により、行政情報情報などの提供を行うため、一戸あたり500円の運営補助金を交付。 「放送内容」・・・市主催のイベント、講座などのお知らせ、お悔やみ、選挙速報、事業者独自取材情報など。	市も加入率の低さは十分認識しているものの、現在、加入者もいることから補助金を廃止した場合の加入者が他の情報媒体に速やかに切り替えることができるかなどについて十分な検討を図る。 補助金を廃止した場合の放送委託料の新たな発生についても甲賀市、事業者と協議を進める。	
(2)	東・西庁舎職員日直業務	総務課	週休日及び休日に庁舎の取り締まり、住民サービスを提供するため、8時30分から17時15分までを東庁舎と西庁舎で職員2名体制により、日直業務を行う。	どちらか一方の庁舎での日直業務を廃止することは、両庁舎での多種にわたる事務や市民の利便性、ニーズを十分に加味した上で検討を図る。	
(3)	職員の人間ドック検査受検に伴う助成事業	総務課	特別職(市四役)および市職員の内、満年齢40歳以上の職員で予算の範囲内で助成しており、定員以上の場合は初受検者を優先とする。人間ドックに対する補助で脳ドックは対象としない。	平成19年度で検討、平成20年度から廃止する。 H19年度 300千円 H20年度 廃止 ▲300千円	▲900
(4)	職員互助会補助事業	総務課	旧石部町および甲西町で職員互助会が設立された時からの事業であり、事業費の一部として補助金を支出することとしている。	平成20年度から段階的に縮小を図る。 H19年度 2,750千円 H20年度 1,500千円 ▲1,250千円 H21年度 1,000千円 ▲500千円	▲4,750
(5)	I S O推進事業	総務課(行政改革推進室)	I S O9001の認証継続と業務のマニュアル改訂を徹底し、市民サービスの向上を図る。	平成20年度から、I S O9001で培った市の基本的な業務の手順や主要事業の進捗管理と行政評価システムを統合した形での新たな独自運用のシステムとして統合型経営マネジメントシステムを試行的に導入を進める。 また、I S O9001については、本年11月をもって認証を返還することとし、平成20年度から独自運用のシステムへの移行を行う。 H20年度 更新審査料(2年毎) ▲2,000千円 H21年度 定期審査料(毎年) ▲1,000千円	▲4,000
(6)	区長会活動補助事業	まちづくり推進課	学区単位の新たな住民自治組織「まちづくり協議会」の設立を目指した研究、また、住民自治の根幹をなす区、自治会の組織および加入促進の研究や運動に対する補助事業。	市行政と市民との 協働を進める上で、区長会と行政の連携は必要不可欠であり、区長会活動の活性化が住民自治の活性化につながるものであると認識しています。しかしながら、区長会事業の内容や予算についても検証を行うことは必要であり、区長会活動についてのP Rも図る。	
(7)	まちづくり市民活動補助事業	まちづくり推進課	第2章 No.15に同掲載。		
(8)	市有バス運行事業	管財契約課	旧町で使用していた所有バスを合併後も引き継ぎ、車両検査切れに伴い、リース契約に切り替え、現在2台で運行しており、市関係事業および会議、研修等の出席において使用している。	平成20年度から、段階的に使用規程に沿った使用であるかを厳格に行うことでの使用目的による制限を図った上で、各種団体が使用する場合の受益者負担を求めることについても検討を図る。 また現在、使用しているバス(リース)が使用できなくなった時点で、貸切バスの運行などへ切り替えていくことについても検討を図る。	
(9)	公用車維持管理事業	管財契約課	業務に必要な公用車126台(内リース23台)の維持管理。	公用車の削減計画として数値目標を設定し、取り組む。また、管理体制についても課ごとの管理から部ごとの管理に体制を変えられるよう検討を進める。	

(10)	東・西庁舎夜間警備業務委託事業	管財契約課	東・西庁舎の 夜間警備で、庁内外巡回、出入口の施錠および開錠、届出書の受付・保管、電話・来庁者の対応や確認、緊急事態・非常災害の通報、文書收受、金品等の保管、日誌の記入等の業務を行う。	東西の庁舎の一方を廃止することは、多種にわたる事務や市民の利便性、ニーズを十分に加味した上で検討を図る。 また、シルバー人材センター等への委託については、他市の事例も調査した上で検討を行う。	
(11)	甲賀・湖南人権センター負担金	人権政策課	7年前に旧甲賀郡の7町が運営補助を行い、甲賀郡のあらゆる人権問題の解決に向けて、啓発・研修・相談・情報の収集提供および調査研究業務を行い、一定の成果を収めている。	人権センターは、当初から利益を出さない社団法人として設立しているが、今後は受益者に負担を求めることや会員を増やす方策を立てるなど効率的な事業内容を検討する。また、方向性や事業のあり方を模索・検討していくことも必要と考える。	
(12)	老人福祉医療費助成事業	保険年金課	市の単独による医療費の助成で、68歳・69歳の年齢層における医療費の一部を健康保険等の自己負担額(3割)から「高齢者の医療の確保に関する法律」で定められた一部負担金(1割)を控除した額(2割)を助成する事業。	県の財政構造改革プログラムによる市の負担の増加や福祉医療全般について、これからの国や県の動向を踏まえた上で、内容などの検討を図っていく。	
(13)	リサイクル推進活動奨励金事業	環境課	ごみ減量化やリサイクルを市民自ら実践する活動に支援を行い、市民のごみ問題に対する意識の高揚を図るために実施。交付の対象としては、市内の区、地域住民で構成する婦人会、子ども会、老人会、PTA等。		
14	地域活動リーダーの養成	まちづくり推進課	地域のまちづくりやNPO活動、市民活動の活性化を図るため人材を募り、リーダー養成講座を開催する。	養成した地域活動リーダーが中心となり、率先して地域づくりや市民活動を行うことで、その知識や手法などが大勢の市民に情報の輪として広がっていくことが期待できる。	
15	まちづくり市民活動補助事業の継続	まちづくり推進課	現在、1団体あたり10万円を限度額とした補助事業であり、採択は公開プレゼンテーションによる各団体の活動PRを行う手法を取り入れている。平成21年度に制度の総括的な検証を行い、活動団体のニーズなど調査し、よりよい制度となるよう検討を行う。	公開プレゼンテーションや各団体同士の情報交換、また、広報効果による活動内容の市民への情報流通により、人材発掘や団体同士の相乗効果が期待でき、市民活動の活性化が図れる。	1,800
16	まちづくり市民活動拠点の整備	まちづくり推進課	市内の各公民館の現状や社会福祉協議会など関係部署と連携し、現在ある公共施設の利用や協働のまちづくりの核となる施設の検討を進める。	拠点整備を進めることにより、情報が広がり協働パートナーとなる活動主体の発掘や育成が図れ、まちづくり市民活動が持続的に維持される。	
17	戸籍データの電算化	市民課・市民生活課	戸籍法第118条第1項の規定に基づき戸籍を電算化し、紙媒体(和紙原本)から磁気データ(磁気原本)にすることにより、一括管理を行う。	行政運営の効率化と市民サービスの向上および戸籍の作成から証明書の発行までのスピードアップを図ることができる。	
18	各種証明書を発行する自動交付機の導入	市民課・市民生活課・税務課関係各課	現在は、戸籍システム導入の初期段階であり、戸籍システム導入後に自動発行の証明書類の検討をし、業務の範囲、設置場所、管理、セキュリティ等を検討事項として進め、自動交付機の導入を図る。 また、出張所の在り方についても検討を図る。	自動交付機導入後は、時間外および休日に証明書類の発行ができ、市民へのサービス向上につながることや窓口での交付量の削減などの事務の効率化を図る。	
19	外国人への通訳者の配置	まちづくり推進課・総務課	通訳者は、特に利用の多い市民課、税務課、住民総合相談に配置している。また、行政文書などの外国語への翻訳も不可欠であり、その業務も増加している。今後も外国人対応の充実を図る必要がある。	外国人市民が混乱なく生活を営むことにより、協働のまちづくりの新たなパートナーとして活躍することが期待できる。	
20	市役所のユニバーサルデザイン化	社会福祉課・関係各課	平成18年5月に職員による「ユニバーサルデザイン推進チーム」を設置し、多数の人の利用に供する18施設について、「誰もが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、調査し、整備の優先度の高い施設を選定し、平成19年度の当初予算では、10,000千円を計上し、整備を実施し、平成20年度以降も毎年10,000千円を目途に予算計上し、優先順位をつけて既存公共施設のユニバーサル化を図る。	誰にとっても快適に利用できるデザインであるというユニバーサルデザインの考え方で、道路や交通機関、公園、公共施設などの多くの市民が利用する環境を順次整えることにより、障がい者・高齢者はもとより誰もが利用しやすい市役所となり、市民サービスの向上に寄与することができる。	40,000

21	窓口対応研修の実施	総務課	毎年度、新規採用職員を対象とした接遇研修を行っており、今後、対象を広めた内部講師による接遇研修を行っていく。内部講師育成のために市町村職員研修センター主催の指導者養成研修へ職員を積極的に派遣させる。また、平成18年度は、主幹、主査、主事(250名)を対象とした外部講師を招いた研修を行う。	職階別研修や窓口対応の職員(臨時・嘱託含む)を対象にした研修を実施することで、少人数でのきめ細やかな研修ができ、職員の資質向上や市民サービスの向上が図れる。	
22	相談窓口や申請交付におけるワンストップサービスの実現	総務課(行政改革推進室) まちづくり推進課 関係各課(窓口所管)	市民が対象となる相談をする場合、適切に対応できるよう相談窓口の一本化や申請・交付時における窓口の一本化等について検討を行い、段階的に実施を図る。	市民の相談内容を的確に把握することで、迅速に市民の相談について対応が行え、できる限り申請書の統一や交付箇所を一本化することで、業務の効率化を図ることができる。	
23	地域情報化計画の策定	総務課	情報通信技術を効果的に活用した電子行政サービスを進めるための湖南市としての情報化計画を策定する。	業務の簡素化、効率化を図るとともに市民がいつでもどこでも誰でも情報にアクセスできるユビキタス社会を構築するため、その推進を計画的に実施していく。	6,000
24	事務事業の見直し	総務課(行政改革推進室)	事務事業の見直し「選択と集中」の徹底により、事業仕分けや事務事業評価の手法などを活用しながら職員の意識改革を図り、市として継続して取り組む必要があるか、効果的な事業であるか、また、その手法は効率的かなどの観点から見直しを行う。	職員の事業に対する意識改革が図れ、外部委員の評価を参考にした真に必要な事務事業の見直しが行える。事務事業のスリム化を図る。 事業仕分け対象事業 H19年度 42事業 H20年度 31事業	▲5,400
25	下水道整備計画の見直し	上下水道課	下水道事業の整備効果向上を図るための事業の再点検の実施、下水道事業効率化・重点化計画の策定を実施する。	役割分担、コスト管理、時間管理、整備効果の再点検を行うことで、補助金の効率化が図られる。	
26	道路整備計画の作成	建設課	今後10年間で必要な道路整備を効率的・効果的に行うべく、地域ごとに道路整備計画の	概ね10年間の具体的な整備箇所を必要性に応じて優先順位をつけて定めることにより、道路整備の透明性と効果が予測できる。また、効率化を徹底的に進め、事業のコスト削減に努める。	
27	総合型組織機構の整備	総務課	市民にとっても職員にとっても明確な組織を基本とした縦割り組織でない総合型組織の構築を図る。	広範囲にわたる市民の意見や要望を適切かつ迅速に対応できる機動的で弾力的な組織として、単なる組織の再編にとどまらず戦略的な行政経営による組織の活性化を図る。	
28	グループ制の活用	総務課	課全体の事務についてグループの壁を越えて関連性・事務量または繁忙期に応じた各職員がスピーディに応援・協力する体制を整え、事務処理や意思決定の迅速化を図り、組織全体の活力を高めるとともに、視野の広い行政の推進を図るため、グループ制を活用する。	制度・知識の共有によるグループ制の充実により、所属人数の削減および時間外勤務の抑制が行える。	
29	行政評価システム(統合型経営マネジメントシステム)の導入	総務課(行政改革推進室)	庁内に行政評価システム研究会を設置し、大学の専門家をアドバイザーとして行政評価についての研修などを実施することで研究会メンバーが理解を深め、ISO9001との関係などについても研究を行い、独自運用を図っていく。 また、導入を検討する上で具体的な内容として事業の必要性、優先度を考察し、評価基準を指数化することが課題であり、事業の効果(アウトカム)に着目した目標設定や達成度をどのように反映させるかなどを検討し、試行の上、導入を図る。	行政評価システム(統合型経営マネジメントシステム)を構築し、導入することで各事業の目標数値を設定し、評価基準により評価をすることが可能となる。この結果、事業の必要性が明確になり、予算編成と連動した形での事業のスリム化が図れる。	
30	外部評価制度の導入	総務課(行政改革推進室)	PDCAのマネジメントサイクルのうち、Check(評価)は最も重要な要素であり、行政評価の結果をベースに事務事業の存廃、各種補助金の必要性、行政の関与のあり方、受益と負担のあり方等の各テーマにおいて、外部の第三者の立場から客観的に評価し、見直しに結びつける外部評価制度の導入を行う。	外部評価制度を導入することで、より客観的な評価を行うことができ、「選択と集中」による事務事業の見直しが可能となる。 H20年度 評価を「事業仕分け」として実施 H21年度 外部評価委員会を設置し、外部評価制度を導入	
31	目標管理手法の活用	総務課(行政改革推進室)	年度当初において組織ごとに1年間の目標を定め、その実現に向けたプログラムを作成するとともに、次年度当初には達成度などの評価・点検を行い、新たな目標設定と取り組みに反映させる仕組みを構築する。	組織の目標や組織が果たすべき使命などを明確化することにより、各組織が目標に向かって自律的に運営されるとともに、職員らの達成感の醸成と組織のパフォーマンスが図れ、市民サービスの向上が期待できる。	

32	民間活力を活用した幼保一体化の推進	子育て支援課・学校教育課	平成18年6月に成立した「就学前の子どもに関する教育、保育等の統合的な提供の推進委員会に関する法律」によって、今後、老朽化や耐力度による改築が必要な平松保育園をモデルとして民営化が可能かを検討し、市内の先進事例として幼保一体化についても協議、検討を図る。 また、以外の保育園についても今後、保育園運営委員会等での審議の状況を見ながら推進を行う。	市民の多様化するニーズに対応できるとともに、保育士および教諭の適切な配置ならびに建設費等において財政への負担減が図れる。 また、民間への移行後は、人件費の年間約40,000千円と一般管理経費の一部が削減できる。	
33	公の施設の効率的・効果的な運営の推進	総務課（行政改革推進室） 関係各課	公の施設において、その必要性は認められているとしても、施設の効率的な運営などについては、十分に研究し、市民サービスの向上を図っていかなければならないことから、利用者へのアンケートを実施することで、施設に対する利用者のニーズを的確に捉え、数値目標と具体的な改善策を掲げた施設運営改善計画を策定し、効率的で効果的な施設運営に取り組む。	継続的な従来の施設管理ではなく、利用者である市民の声を聞くことで、より市民から見た効率的な施設の管理運営が可能となり、市民サービスの向上と利用者の拡大に繋がる。	
34	指定管理者制度の積極的な活用	総務課（行政改革推進室） 関係各課	公の施設の設置目的が効果的、効率的に達成できることを主眼に置き、民間の能力やノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上や行政コストの縮減等を図るため、直営施設の積極的な制度の導入や非公募から公募への拡大を図る。	指定管理者制度導入により、公の施設の利便性の向上と管理運営経費の縮減が図れ、民間事業者による新たな市民サービスの向上が期待できる。 H18年度 55施設導入（指定期間2年間） H20年度 54施設（内公募施設4施設） （指定期間2年～5年）	▲43,047
35	民間アウトソーシングの実施	総務課（行政改革推進室） 関係各課	個人、地域や民間ではできないもしくは非効率な業務の範囲を明確化し、事務事業の継続の必要性を検証する。また、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、全庁的な視点に立って官民の役割分担を見直し、民営化の基準、委託など事業実施の手法等を明確にすることで、すべての事務事業を対象にアウトソーシングを検討するための運用指針等を策定し、積極的な活用を行う。	内部管理業務などのうち、定型的な単純業務などについては、民間委託を行うことにより、人件費等のコストが図れ、水道施設などの管理業務については、高度で専門的な技術を持つ民間への包括的な委託を行うことで、効率的な維持管理と人件費のコスト削減が図れる。	
36	公共施設のあり方の見直し	総務課（行政改革推進室） 関係各課	合併後の市全体の枠組みをベースとした公共施設全体のあり方を、ファシリティマネジメントの視点を加え、費用対効果や運営主体等を統一的に検証し、総合的な見直しを行う。見直しについては、継続的に毎年度実施し、用途転用を含めた施設の有効利用や統廃合の検討を行うとともに、指定管理者制度導入や業務の委託化等、効率化に積極的に取り組み、予算編成、組織再編、定員管理にも反映する。	施設のあり方を総合的に見直すことで、公共施設のスリム化や組織体制の基盤を確立し、合併後における公共施設の適正な規模による効率的・効果的な配置を図ることができる。	
37	外郭団体等の見直し	総務課（行政改革推進室） 関係各課	指定管理者制度による民間事業者との競争に耐えうるだけの運営能力を養うためにも、新たな形での団体の姿が必要となってくる。このことから設立目的、業務内容、運営状況を的確に分析し、団体との調整会議などを立ち上げ、団体の新たな形について検討を進める。 また、市民に対する透明性を高める観点から経営内容や議事録の公開を積極的に行っていく。	外郭団体の運営能力等を強化し、あり方の検討や経営状況、会議録等の情報公開を推進することで、外郭団体の役割の明確化、経費削減、業務の効率化を図る。	
38	人材育成基本方針の策定	総務課	「湖南省人材育成基本方針」を策定するにあたり、庁内に策定委員会を設置し、職員へのアンケート調査の実施による現状分析や課題の抽出を行い、基本設計を立てた上で策定する。	基本方針に自己啓発、目標管理、人事管理（人事評価）、人材育成推進体制を明記し、目指すべき職員像や職員に必要な能力、職務・階層別に必要とされる役割を職員が認識し、さらなる向上を目指すことができる。	1,672
39	人材育成の推進	総務課	毎年度において、課題に応じた年間研修計画を策定し、研修を行う。また、OJTの強化、キャリアアップシステムの構築、複線型人事制度を検討し、積極的な人材登用なども図りながら人材の育成を推進していく。	様々な形での職員研修の実施、職員の能力の向上や能力を取得するための制度の確立、総合職と専門職を選択できる制度などを確立することで、職員の能力アップが図れ、よりよい人材の育成や登用を行うことができる。	

40	政策形成能力の向上	総務課	年間研修計画に基づき、政策形成能力を向上させるため、研修センター主催の指導者養成研修への職員の積極的な参加を推進する。	指導者養成研修への積極的な参加を推進することで、時間的にも調整が図りやすい内部講師による研修が可能となり、内部講師および受講者とも研修への意識の向上による政策形成能力の向上が図られる。	
41	自主政策研究活動の支援	総務課	市民、行政職員、NPO職員等が共同で地域政策の立案を行う制度を構築し、大学などを中心とした組織が実施する研究会への参加促進を積極的に行っていく。	自主的に職員が多種多様な形で研究等を行うことにより、政策形成能力の向上を図る。	
42	国・県等への職員の派遣	総務課	国、県からの権限移譲や組織改革による多様な業務に耐えうる人材を育成するため、研修先の配属を希望し、研修目標を立て、必要な専門的知識の取得や資質の向上を図るため、職員を国や県に派遣する。また、県へ派遣する研修については、期間を1年間とし、研修期間中に政策課題別の研究を行う。	国、県へ派遣することで、職員に必要な専門的知識の取得と資質の向上が得られ、地方分権時代に耐えうる人材を育成することができる。	
43	民間への職員派遣	総務課	市内の民間企業等と協定し、1ヶ月間、民間業務を体験することによる職員の意識改革と職務能力の向上を図ることを目的として、市幹部職員（55歳以下の課長級職員）を民間企業等に派遣する。	幹部職員が研修を行うことによって、自己意識の改革と必要な能力開発が得られ、管理職としての研修を生かした部下への影響等の組織づくりが可能となる。	
44	外部からの職員の受け入れ	総務課	指定管理者制度の導入が進む中、外郭団体についても効率的なサービスを提供するため、団体の職員を研修生として受け入れ、2年間の研修期間の中で行政の事務を経験することによる意識の改革を図る。 また、学生を一定の期間受け入れ、研修を行うインターンシップ制度の導入を図る。	様々な形で外部の研修生を受け入れることで、研修生自身も良い経験となり、現職員も外部からの視点を得ることによるサービスの向上が図れる。	
45	職員公益通報制度の創設	総務課	市政における違法な事態の防止および損失の抑制を図るために、職員等が知り得た行政運営上の違法または不当な行為等に関して通報を行う制度を創設する。	市政における違法な事態の防止と市民全体の利益および行政に対する信頼の著しい損害をもたらす損失の抑制を図ることができる。	
46	職員の交通事故防止対策の強化	総務課	東西の庁舎に安全運転管理者2名と副安全運転管理者3名を専任しており、交通事故防止等に関する措置要綱を策定し、交通安全研修等（シートベルト着用調査の実施、各種交通安全運動への参加、各種講習の受講）を強化する。	職員の安全運転に対する自覚の喚起を促し、飲酒運転や違法行為の撲滅を図る。	
47	法令遵守チェック体制の強化	総務課	職員が職務を公正に執行し、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るため、倫理規程の策定や倫理委員会を設置し、職員の倫理観の向上と不正の防止に努める。	職員が模範的存在の公務員であることを自覚し、倫理観の向上を図ることで市政に対する市民の信頼を確保する。	
48	職員の健康管理の推進	総務課	職員の安全と健康の保持増進及び快適な職場環境を保持するために、健康診断の実施、衛生委員会の開催、産業医の委嘱を行う。 1. 健康診断の実施 定期検診・前立腺がん・腰痛・破傷風・B型肝炎（定期健診は臨時職員も対象） 2. 衛生委員会の開催 職員の衛生に関する基本的事項について調査・審議 3. 産業医の委嘱 健康診断の実施等職員の健康の保持増進に関する業務および健康診断による健康管理区分の決定と事後措置の指示	職員の健康管理に対する意識の向上と病気の早期発見・早期治療を図れる。	
49	メンタルヘルス対策の推進	総務課	近年、業務の複雑・多様化してきている中で、メンタル面の不調で長期の療養を必要とする職員が増えてきていることから、メンタルカウンセリングや研修会への参加を行う。	カウンセリングなどを実施することにより、職員のメンタル面の不調を未然に防ぐとともに、個々の職員の状態に合った対応を行い、職員の健康保持の増進と職場環境の向上を図る。	

50	定員の計画的な削減	総務課	平成17年度に策定した定員適正化計画に基づき、確かな現状分析による業務の見直しやアウトソーシングの実施により、市が直接行う業務を縮小する。また、中長期的に市が担うべきサービスに合った必要最小限の職員体制とするなど人件費の抑制に努める。	定員適正化計画に基づき、事務事業の整理による職員の適正な配置を行うことで、職員の削減が図れ、人件費の削減につながる。 職員数(H17年度) 500人→職員数(H22年度) 473人 ▲27人(純減率▲5.4%)	▲135,422
51	民間からの人材確保	総務課	一過的な業務や急を要する業務などは、職員を育成するまで時間が掛かるため、専門職の採用、民間経験者の採用、嘱託職員の採用を行う。また、労働者派遣に基づき民間企業から人材の派遣を行う。	行政の複雑・多様化に対する専門的知識の必要性や急を要する業務を遅滞なく行うことができ、幅広い行政サービスを市民に提供することが可能となる。	
52	任期付職員採用制度の導入	総務課	高度で専門的な知識経験等を有する者を一定の期間、業務に従事させるよう選考により任期を定めて採用できる制度の検討を行う。	行政の複雑・多様化に対する専門的知識の必要性や急を要する業務を遅滞なく行うことができ、幅広いサービスを市民に提供することが可能となる。	
53	給与の適正化	総務課	通勤手当や住居手当などの諸手当の見直しを図るとともに、人材育成を主眼に置き、能力や実績に基づいた公正・公平な人事評価制度を導入する。	能力評価や実績評価を取り入れた人事評価制度の導入により、職員の意欲の向上と組織に活力を与え、年功的な給与上昇を抑制することができる。また、諸手当については、民間の実態と乖離することのないように国公を基準とした見直しを実施することで、給与の適正化が図れる。	▲34,000
54	特殊勤務手当の見直し	総務課	各特殊勤務手当の支給基準や支給根拠等を精査し、関係課等と調整の上、廃止を含めた見直しを実施する。また、支給基準が不明確なものは、規定等を明確にする。	国が人事院規則で定める特殊勤務手当およびこれに準ずる勤務以外の勤務に支給している特殊勤務手当(11手当)の廃止を含めた見直しを実施し、また、支給規定、支給基準の明確化を図り、市民の納得が得られる透明性の高い特殊勤務手当とする。	▲2,500
55	若手登用制度の構築・実施	総務課	今日までの年功序列的な横並び人事から脱却し、職員の能力や意欲に基づいた能力本位で適材適所の人事配置と意欲ある人材の登用を行う。	積極的に能力のある若手を登用することで、組織の活性化が図れる。	
56	人事評価制度の導入	総務課	平成22年度からの試行導入を目指し、導入に向けた調査・検討を行う。	職員の意識改革と能力の向上や組織全体のマネジメント機能を図ることにより、市民サービスの向上に繋げることができる。 H20年度 調査・研究 H21年度 導入検討 H22年度 試行導入	
57	部局人事の推進	総務課	部局内の業務量、業務内容や職員の能力を身近に把握している部局長が、部内の状況を考え、職員の能力を生かした適材適所の配置を行うため、部局人事を導入する。	部局人事を実施することにより、年度途中においても業務量の変動や仕事の繁閑等に配慮した柔軟で機動性の高い人事配置が可能となる。	
58	部局枠予算編成の実施	企画財政課	各部局が予算の編成から執行までを柔軟に行えるよう、平成18年度予算から部局枠編成予算を採用しており、今後も年度ごとに枠配分の内容を見直しながら配分額を決定し、枠の内容や決算額との乖離に配慮しながら継続して実施する。	各部局による事務事業の見直しなど、事業を再点検することによる経費の削減を行うことにより、必要な事業への予算の配分が可能となり、柔軟な予算編成ができる。 枠配分(一般財源ベース) H18年度 約30億円 H19年度 約46億円 H20年度 約43億円	
59	中期財政計画の策定と推進	企画財政課	現行の財政計画は、市の集中改革プランに示されたものであり、「新公会計制度」が始まる平成21年度および「地方財政健全化法」に基づく新指標の公表が平成19年度決算から行われることから、平成20年度中に中期(今後10年間)の財政計画を策定し、市財政の健全化に努める。	計画を策定することにより財源の効率的な配分など、今後の財政運営を計画的・効率的に行うことができる。	
60	経常収支比率の低減	企画財政課	平成18年度決算においては、算定の方法が変更された影響もあり、財政の弾力性を表す指数としての経常収支比率が96.0%と財政の硬直化が進んでいる。このことから平成22年度の決算において91.0%とし、対18年度比で5%の低減を達成できるよう努める。	経常収支比率を低減することにより、硬直した財政の柔軟性の向上が図れる。 H18年度(決算)96.0%→H22年度(決算)91.0% ▲5.0%	

61	上水道事業の経営健全化	上下水道課	水道事業は公営企業であり、常に経済性を発揮するとともに公共の福祉の増進に努め、また、独立採算性の原則の中で、事業活動に必要な収入は事業活動において確保することが求められています。的確な収入・財源の確保、定員管理の適正化、民間委託等のアウトソーシングの推進、建設改良事業費の抑制など一層の効率化を図り、経営の健全化に取り組む。	水道事業経営計画などに基づき、経営の健全化・効率化など経営基盤が強化されるとともに、計画的な施設整備・更新が実施され、安定的な給水が確保される。	
62	下水道事業の経営健全化	上下水道課	受益者が負担する使用料等で賄うべき経費と税（一般会計からの繰出金）で賄うべき経費との基準を尊重し、的確な収入の確保と包括的な民間委託等の推進などによる経営の一層の効率化を図り、一般会計からの繰出金の縮減に努める。 また、市民・利用者への説明責任を果たすため、下水道事業の収支見通しや財務状況の公表に努めるとともに、地方公営企業法の適用を視野に入れ、さらなる経営の健全化を進める。	受益者負担の原則に基づく適正な使用料などの財源確保や効率的な事業経営により、経費回収率が向上し、一般会計からの繰出金が縮減する。	
63	公債費の抑制	企画財政課	市総合計画および行政改革大綱に基づき、投資的事業の見直し選択を行うことや契約事務などの見直しを行うことや契約事務などの見直しを行い、地方債（起債）の発行を抑制する。特に交付税算入がある合併特例債を中心とした地方債とし、その他の地方債については、できる限り発行しないものとする。また、発行に際しては、できるだけ低利にすることや償還期限に留意し、償還が一時的に多額とならないようにする。高金利の地方債については、低金利の地方債に借り換えを行うほか、残高の少ないものについては、繰り上げ償還を行う。	計画的な地方債の発行により、義務的経費の増嵩を抑制することで健全な財政運営を図る。 実質公債費比率 15%台（現行）→維持 公的資金の繰上償還（H19年度～H21年度）→5%以上	
64	財政調整基金の確保	企画財政課	平成18年度末における財政調整基金の残高は、680,000千円あまりで減債基金についても18,000千円と県下の市の中でも最低の額であり、このままでは、一時的な歳入不足や歳出に対応ができない状況であるため、基金繰り入れに依存しない財務の体質強化を図り、計画的な基金積立を行う。	計画的に基金積立を行い、緊急な財政需要に柔軟に対応できる。	
65	財政状況の公表	企画財政課	市の財政状況（上・下半期執行状況、予算、決算）について、広報誌やホームページを通じて市民にわかりやすく公表する。また、行政評価の結果と併せて公開することについても検討を行っていく。	広報誌やインターネット等で公表することにより、市民に厳しい市の財政状況を理解し、共通認識を持ってもらうことで、市民の市政に対する参画意識や協働意識の高揚が図れる。	
66	総合的な財政分析の実施	企画財政課	新たな公会計制度の下で、平成21年度からバランスシートなど4表の作成および「地方財政健全化法」により、4指標の公表が平成20年度（平成19年度決算）から義務づけられていることから、バランスシートおよび行政コスト計算書を作成し、公表します。	財政状況の公表に際して、より市民にわかりやすく公表していくためにバランスシートおよび行政コスト計算書を作成する。	
67	使用料及び手数料等の適正化・統一化	総務課（行政改革推進室） 関係各課	受益者負担の原則に基づき、受益と負担の公平性を確保するため、使用料・手数料等の受益者負担基準を策定し、基準に基づき使用料・手数料等の見直しを行うなど、適正化を進める。また、無料または減免適用のものを含め、使用料・手数料等のあり方について抜本的な見直しと点検を行う。	施設の使用料などについて、最低限の施設使用に係る料金の徴収の実施を行うことで、補助団体への無料による使用や減免団体（者）への基準を整理し、サービスを受ける市民と受けられない市民との間の不公平感が是正されるとともに、市民サービス全体の向上が図れる。	
68	市有財産の有効活用	管財契約課	市有財産の適正な管理のため、庁内に検討委員会を設置し、遊休地等の調査を行う。平成18年度から市土地問題調整会議設置要綱を策定し、財産、特に土地の取得、管理及び処分を一元化し、遊休地や道路整備など公共事業のため取得した土地で利用予定のないものについては、道路計画等を早急に策定し、不要なものは売却や貸付等を行うなど有効活用を図る。	市有財産の売却、貸付を行うことにより、財源の確保を図る。	

69	広報こなん、市のホームページへの有料広告掲載(募集)	秘書広報課	平成17年度からの市の財源確保と地域経済の活性化を目的として、市の公共物(広報こなん、市のホームページ)にそれぞれ枠数を設定し、1枠20,000円で有料広告を募集する。広告掲載の募集は、毎年度2月に次年度分の広告を募集し、年度途中において空きが生じた場合は、当年度の広告を随時募集する。	有料広告の掲載により、収入源を確保することができる。	収入額 4,135
70	都市計画マスタープランの策定	都市計画課	総合計画および国土利用計画を上位計画として、これからのまちづくりの基本方針となる都市計画マスタープランを策定し、土地利用計画をはじめとするまちづくりの方針、都市計画に関する事業やルールの方針を定める。	戸建て住宅地や工業地、拠点となる市街地を計画的に整備し、まちの成長を支える計画的なまちづくりを進める。	
71	未収金対策の強化	会計課・関係各課	1. 納税環境の整備(納税者の利便性の確保) ①夜間、休日納税窓口の開設 ②コンビニ収納の導入 2. 県との共同徴収の実施 3. 管理職による臨戸訪問の実施 4. 滞納者に対する差押処分等の法的措置が速やかに実施できるように徴収体制の強化を図る。	税務行政の根幹は、適正な課税と収納率の向上であり、滞納税額を減少させることで、納税秩序の維持と税の公平性の現実および市財源の確保を図る。 収納率(H17年度 98.1% → H22年度 98.5% 0.4%の増)	
72	情報インフラ整備	総務課	平成17年度から公共ネットワークの見直しに着手し、平成18年度には、新たな公共ネットワークの構築を行い、平成19年度から運用を開始する。	従来までのネットワーク通信経費の大幅な削減を実現し、高速ネットワーク通信の拡大を図る。 既存ネットワークの通信費の削減および回線速度の増速 回線経費(▲26% ▲7,250千円/年間) 学校教育等において新たな授業内容の拡大	▲29,000
73	情報システム調達の適正化	総務課	平成18年度から庁内に情報システム検討委員会を設置し、システム内容・経費について検討を図る。また、平成20年度から委員会を見直し、新たな委員会に組織編成を行うことで、システム調達方式、詳細な仕様書の確認、業者との調整、維持管理などシステム調達全体の支援を行い、ライフサイクルコスト(システムに掛かる生涯経費)の軽減と適正な調達を図る。	システム調達全体を支援することにより、既存システムの有効活用、重複機能、過剰的なシステム機能の見直しを行うことにより、情報システム調達によるライフサイクルコストの削減につながる。	
74	補助金等の整理合理化	企画財政課・総務課(行政改革推進室)・関係各課	交付されている各種補助金の中には、使用内容や効果等が十分に検証されないまま交付されている補助金もあることから、行政の関与の必要性や経費負担のあり方、効果等を精査し、廃止、縮減、終期の設定、重点化の整理合理化を図る。また、補助金検討委員会を設置し、全庁的な補助基準を策定するなど計画的な補助金の抑制を図る。	所期の目的を終えた補助金などについて、全庁的に整理合理化を行うことで、その財源を市民と協働によるまちづくりを進める上での真に補助が必要な事業に対して、重点的かつ効果的に財源を配分することができる。	
75	入札・契約事務の適正化	管財契約課	入札契約制度改革の効果の検証として、「価格及び品質を含めた競争性の確保に寄与しているか」、「不正行為の防止に効果的か」、「建設業の健全な発展に寄与しているか」など、多面的に検証を行っていく。また、一般競争入札や総合評価方式のさらなる拡大、指名競争入札・随意契約の透明性を確立を図る。	検証結果を踏まえて、入札・契約制度の継続的な改善を進め、価格のみではなくランニングコストも含めた最も価値の高い公共調達の実現を図る。 H19年度 一般競争入札の拡大 (予定価格 3億円以上 → 1.5億円以上) H19年度 指名競争入札(受注希望型・公募型の実施)	
76	公共工事のコスト削減計画の策定	管財契約課・関係各課	厳しい財政事情の下、限られた予算の中で公共事業を着実に進めていくことが求められており、それを実現するためには、公共事業のプロセスを見直し、職員一人ひとりがコスト意識を持って取り組むことが不可欠である。良質な社会資本を適正な価格で整備するため、計画、設計、積算、入札契約、施工管理、検査・評価の各段階において制度の見直しを実施し、社会的ニーズに適應した事業の進め方の検討とコスト構造改革を実現し、公共工事のコスト削減を図る。	事業の円滑な進捗を行うことに重点を置きながら工事コストの低減と工事の効率性の向上を図る。 コスト削減率(10% ~ 15%)	

具体的施策の行動計画【個別計画の一覧】

項目番号	推進項目	担当部署	推進項目の概要	
			実施内容	実施効果
1 (P19)	メール配信サービスの利用促進と効果的な活用	秘書広報課 関係各課	「湖南タウンメール」への加入者増とグループでの利用を促進するため、「広報こなん」や組回覧での広報をはじめ、各種グループへのダイレクトメール送付やイベント会場でチラシを配付するなど積極的なPRを展開する。また、市道十二坊線通行規制情報など、市民にとって有益な新たな情報を提供に努める。	災害情報や不審者情報への加入促進を図り、安心安全な地域社会の創出に寄与する。また、グループ利用を促進することにより、各種団体の活動が活発化し、まちづくりの気運が盛り上がる。 災害・不審者登録数 800人→2,000人 その他カテゴリー登録者数 1,000人→2,000人
2 (P19)	パブリックコメント制度の実施	秘書広報課 全課	職員に対して制度の周知・徹底を図るとともに、市民に対して利用促進のPRを広報誌などで行う。意見募集期間は30日間を必ず確保し、案の公表時には市民が意見を出しやすいよう、趣旨、目的、背景、概要、主な論点などの資料提供に努める。また、出された意見に対して速やかに市の意見をまとめ、市民に公表する。	市民が市の行政に対して意見を述べる機会を保障することにより、市民と行政の協働のまちづくりを実現する。
3 (P20)	ホームページの充実	秘書広報課 全課	暮らしのインデックスなどの掲載内容の充実を図るとともに地図情報掲載機能やアクセシビリティチェック、ログ解析機能などを付加し、市民への効果的・効率的な情報提供に努める。	知りたい情報に到達しやすい環境を構築し、またログ解析を生かしたトップページを作成することによって利便性を高めることや、情報の質・量ともに充実を図ることにより、アクセス数の増加が期待できる。
4 (P20)	市役所出前講座の実施	秘書広報課 関係各課	市民からの要望に応じ、市民が知りたい制度や行政システムなどを職員が直接地域に出向いて説明を行う。その中で、市民が市政に対して何を望み、どのような意見を持っているかを的確に把握し、市民の声を市政に反映させる。	施策実施の趣旨や内容の理解を得るだけでなく、市の現状についても理解を求め、市民との協働のまちづくりの円滑な推進を図る。
5 (P21)	住民情報システムのセキュリティ対策	総務課	住民情報端末のフロッピーディスクドライブとUSBメモリ等外部に出力できる機能を利用不可にする。また、住民情報の管理が行えるよう電算室でのみ電子データの外部出力が行えることとする。	住民情報データの適正な管理を行い、個人情報の漏えいを防止し、市民により安心した行政サービスを提供する。
6 (P21)	審議会等の公開による透明性の向上	総務課	市の審議会等を対象とした会議の公開に関する基準を策定し、会議録または概要書のホームページへの掲載、情報公開室への設置等により、審議会の審議経過を市民に公表する。	市の審議会等の会議内容を市民に公開することにより、市の政策形成過程についての市民の理解と信頼が得られる。
7 (P21)	市民参画の推進	総務課	市の審議会等について、委員公募制の指針を策定する。	市の審議会委員について、一定の公募制を導入することにより、市民の市政に対する協働・参画を促進し、市政に対する理解と信頼を高める。
8 (P22)	自治基本条例の制定	まちづくり推進課	市民や行政の役割など住民自治の基本ルールを明確にし、市民と行政がともに市を担う主体として協働によるまちづくりを推進する。	まちづくりの基本理念と行政運営の基本原則を定め、市民と行政の役割と責務を明らかにする条例を制定することにより、役割分担による協働のまちづくりが可能となる。
9 (P22)	職員研修による協働意識の向上	まちづくり推進課 総務課	職員の年間研修計画に「協働意識の向上」を目的とした研修カリキュラムを組み込み実施する。	協働に対する職員の認識が深まることにより、市の諸施策が協働のまちづくりの観点から実施されることとなり、市民と行政の協働が一層促進される。

項目番号	推進項目	担当部署	推進項目の概要	
			実施内容	実施効果
10 (P23)	市民協働促進プラン(仮称)の策定	まちづくり推進課	市民や学識経験者による協働指針検討会を立ち上げ、総括的な市民活動の促進、市民と行政の協働のしくみについて研究・検討し、協働のまちづくりに関する基本プランを提言する。	市民全体のまちづくりや市民と行政の協働が一層促進される。
11 (P23)	まちづくり協議会の設置	まちづくり推進課	各学区において、まちづくり協議会の設立を目指して、区長会を中心に進めているところである。設立準備委員会を立ち上げ、設立総会を目指して準備を進める。	市民主体のまちづくりを推進することにより、市の諸施策が協働のまちづくりの観点から実施されることとなり、市民と行政の協働が一層促進される。 H21年度 全学区(7学区)でまちづくり協議会を設立
12 (P24)	地域まちづくり交付金制度の創設	まちづくり推進課	区活動を継続支援としての「基礎交付金」、まちづくり協議会の設立に必要な支援としての「設立準備金」、そして、まちづくり協議会の活動支援としての「加算金」を用意している。	まちづくり協議会や区の活動を継続的に支援していく交付金は、地域の特色や個性に合わせた利用が可能となり、市民による主体的、積極的な活用による「住民自治の実現」につながる。
13 (P24)	まちづくりフォーラムの実施	まちづくり推進課	年間1～2回の開催で、まちづくり全般にわたるテーマを取り上げて実施する。	団塊世代の大量退職に伴う人材発掘や自分自身の活躍の場を見つけ出すきっかけとなり、市民活動の活性化につながる。
14 (P24)	地域活動リーダーの養成	まちづくり推進課	地域のまちづくりやNPO活動、市民活動の活性化を図るため人材を募り、リーダー養成講座を開催する。	養成した地域活動リーダーが中心となり、率先して地域づくりや市民活動を行うことで、その知識や手法などが大勢の市民に情報の輪として広がっていくことが期待できる。
15 (P25)	まちづくり市民活動補助事業の継続	まちづくり推進課	現在、1団体あたり10万円を限度額とした補助事業であり、採択は公開プレゼンテーションによる各団体の活動PRを行う手法を取り入れている。平成21年度に制度の総括的な検証を行い、活動団体のニーズなど調査し、よりよい制度となるよう検討を行う。	公開プレゼンテーションや各団体同士の情報交換、また、広報効果による活動内容の市民への情報流通により、人材発掘や団体同士の相乗効果が期待でき、市民活動の活性化が図れる。
16 (P25)	まちづくり市民活動拠点の整備	まちづくり推進課	市内の各公民館の現状や社会福祉協議会など関係部署と連携し、現在ある公共施設の利用や協働のまちづくりの核となる施設の検討を進める。	拠点整備を進めることにより、情報が広がり協働パートナーとなる活動主体の発掘や育成が図れ、まちづくり市民活動が持続的に維持される。
17 (P27)	戸籍データの電算化	市民課 市民生活課	戸籍法第118条第1項の規定に基づき戸籍を電算化し、紙媒体(和紙原本)から磁気データ(磁気原本)にすることにより、一括管理を行う。	行政運営の効率化と市民サービスの向上および戸籍の作成から証明書の発行までのスピードアップを図ることができる。
18 (P27)	各種証明書を発行する自動交付機の導入	市民課 市民生活課 税務課 関係各課	現在は、戸籍システム導入の初期段階であり、戸籍システム導入後に自動発行の証明書類の検討をし、業務の範囲、設置場所、管理、セキュリティ等を検討事項として進め、自動交付機の導入を図る。 また、出張所の在り方についても検討を図る。	自動交付機導入後は、時間外および休日に証明書類の発行ができ、市民へのサービス向上につながることや窓口での交付量の削減などの事務の効率化を図る。
19 (P27)	外国人への通訳者の配置	まちづくり推進課 総務課	通訳者は、特に利用の多い市民課、税務課、住民総合相談に配置している。また、行政文書などの外国語への翻訳も必要不可欠であり、その業務も増加している。今後も外国人対応の充実を図る必要がある。	外国人市民が混乱なく生活を営むことにより、協働のまちづくりの新たなパートナーとして活躍することが期待できる。

項目番号	推進項目	担当部署	推進項目の概要	
			実施内容	実施効果
20 (P28)	市役所のユニバーサルデザイン化	社会福祉課 関係各課	平成18年5月に職員による「ユニバーサルデザイン推進チーム」を設置し、多数の人の利用に供する18施設について、「誰もが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、調査し、整備の優先度の高い施設を選定し、平成19年度の当初予算では、10,000千円を計上し、整備を実施し、平成20年度以降も毎年10,000千円を目途に予算計上し、優先順位をつけて既存公共施設のユニバーサル化を図る。	誰にとっても快適に利用できるデザインであるというユニバーサルデザインの考え方で、道路や交通機関、公園、公共施設などの多くの市民が利用する環境を順次整えることにより、障がい者・高齢者はもとより誰もが利用しやすい市役所となり、市民サービスの向上に寄与することができる。
21 (P28)	窓口対応研修の実施	総務課	毎年度、新規採用職員を対象とした接客研修を行っており、今後、対象を広めた内部講師による接客研修を行っていく。内部講師育成のために市町村職員研修センター主催の指導者養成研修へ職員を積極的に派遣させる。また、平成18年度は、主幹、主査、主事(250名)を対象とした外部講師を招いた研修も行う。	職階別研修や窓口対応の職員(臨時・嘱託含む)を対象にした研修を実施することで、少人数でのきめ細やかな研修ができ、職員の資質向上や市民サービスの向上が図れる。
22 (P29)	相談窓口や申請交付におけるワンストップサービスの実現	総務課(行政改革推進室) まちづくり推進課 関係各課(窓口所管)	市民が対象となる相談をする場合、適切に対応できるよう相談窓口の一本化や申請・交付時における窓口の一本化等について検討を行い、段階的に実施を図る。	市民の相談内容を的確に把握することで、迅速に市民の相談について対応が行え、できる限り申請書の統一や交付箇所を一本化することで、業務の効率化を図ることができる。
23 (P29)	地域情報化計画の策定	総務課	情報通信技術を効果的に活用した電子行政サービスを進めるための湖南市としての情報化計画を策定する。	業務の簡素化、効率化を図るとともに市民がいつでもどこでも誰でも情報にアクセスできるユビキタス社会を構築するため、その推進を計画的に実施していく。
24 (P30)	事務事業の見直し	総務課(行政改革推進室)	事務事業の見直し「選択と集中」の徹底により、事業仕分けや事務事業評価の手法などを活用しながら職員の意識改革を図り、市として継続して取り組む必要があるか、効果的な事業であるか、また、その手法は効率的かなどの観点から見直しを行う。	職員の事業に対する意識改革が図れ、外部委員の評価を参考にした真に必要な事務事業の見直しが行える。事務事業のスリム化を図る。 事業仕分け対象事業 H19年度 42事業 H20年度 31事業
25 (P30)	下水道整備計画の見直し	上下水道課	下水道事業の整備効果向上を図るための事業の再点検の実施、下水道事業効率化・重点化計画の策定を実施する。	役割分担、コスト管理、時間管理、整備効果の再点検を行うことで、補助金の効率化が図られる。
26 (P30)	道路整備計画の作成	建設課	今後10年間で必要な道路整備を効率的・効果的に行うべく、地域ごとに道路整備計画を策定する。また、5年ごとに社会経済情勢の変化等により見直しを行う。	概ね10年間の具体的な整備箇所を必要性に応じて優先順位をつけて定めることにより、道路整備の透明性と効果が予測できる。また、効率化を徹底的に進め、事業のコスト削減に努める。
27 (P31)	総合型組織機構の整備	総務課	市民にとっても職員にとっても明確な組織を基本とした縦割り組織でない総合型組織の構築を図る。	広範囲にわたる市民の意見や要望を適切かつ迅速に対応できる機動的で弾力的な組織として、単なる組織の再編にとどまらず戦略的な行政経営による組織の活性化を図る。
28 (P31)	グループ制の活用	総務課	課全体の事務についてグループの壁を越えて関連性・事務量または繁茂期に応じた各職員がスピーディに応援・協力する体制を整え、事務処理や意思決定の迅速化を図り、組織全体の活力を高めるとともに、視野の広い行政の推進を図るため、グループ制を活用する。	制度・知識の共有によるグループ制の充実により、所属人数の削減および時間外勤務の抑制が行える。

項目番号	推進項目	担当部署	推進項目の概要	
			実施内容	実施効果
29 (P32)	行政評価システム(統合型経営マネジメントシステム)の導入	総務課(行政改革推進室)	庁内に行政評価システム研究会を設置し、大学の専門家をアドバイザーとして行政評価についての研修などを実施することで研究会メンバーが理解を深め、ISO9001との関係などについても研究を行い、独自運用を図っていく。 また、導入を検討する上で具体的な内容として事業の必要性、優先度を考察し、評価基準を指数化することが課題であり、事業の効果(アウトカム)に着目した目標設定や達成度をどのように反映させるかなどを検討し、試行の上、導入を図る。	行政評価システム(統合型経営マネジメントシステム)を構築し、導入することで各事業の目標数値を設定し、評価基準により評価をすることが可能となる。この結果、事業の必要性が明確になり、予算編成と連動した形での事業のスリム化が図れる。
30 (P33)	外部評価制度の導入	総務課(行政改革推進室)	PDCAのマネジメントサイクルのうち、Check(評価)は最も重要な要素であり、行政評価の結果をベースに事務事業の存廃、各種補助金の必要性、行政の関与のあり方、受益と負担のあり方等の各テーマにおいて、外部の第三者の立場から客観的に評価し、見直しに結びつける外部評価制度の導入を行う。	外部評価制度を導入することで、より客観的な評価を行うことができ、「選択と集中」による事務事業の見直しが可能となる。 H20年度 評価を「事業仕分け」として実施 H21年度 外部評価委員会を設置し、外部評価制度を導入
31 (P33)	目標管理手法の活用	総務課(行政改革推進室)	年度当初において組織ごとに1年間の目標を定め、その実現に向けたプログラムを作成するとともに、次年度当初には達成度などの評価・点検を行い、新たな目標設定と取り組みに反映させる仕組みを構築する。	組織の目標や組織が果たすべき使命などを明確化することにより、各組織が目標に向かって自律的に運営されるとともに、職員らの達成感の醸成と組織のパフォーマンスが図れ、市民サービスの向上が期待できる。
32 (P35)	民間活力を活用した幼保一体化の推進	子育て支援課 学校教育課	平成18年6月に成立した「就学前の子どもに関する教育、保育等の統合的な提供の推進委員会に関する法律」によって、今後、老朽化や耐力度による改築が必要な平松保育園をモデルとして民営化が可能かを検討し、市内の先進事例として幼保一体化についても協議、検討を図る。 また、以外の保育園についても今後、保育園運営委員会等での審議の状況を見ながら推進を行う。	市民の多様化するニーズに対応できるとともに、保育士および教諭の適切な配置ならびに建設費等において財政への負担減が図れる。 また、民間への移行後は、人件費の年間約40,000千円と一般管理経費の一部が削減できる。
33 (P35)	公の施設の効率的・効果的な運営の推進	総務課(行政改革推進室) 関係各課	公の施設において、その必要性は認められているとしても、施設の効率的な運営などについては、十分に研究し、市民サービスの向上を図っていかなければならないことから、利用者へのアンケートを実施することで、施設に対する利用者のニーズを的確に捉え、数値目標と具体的な改善策を掲げた施設運営改善計画を策定し、効率的で効果的な施設運営に取り組む。	継続的な従来の施設管理ではなく、利用者である市民の声を聞くことで、より市民から見た効率的な施設の管理運営が可能となり、市民サービスの向上と利用者の拡大に繋がる。
34 (P36)	指定管理者制度の積極的な活用	総務課(行政改革推進室) 関係各課	公の施設の設置目的が効果的、効率的に達成できることを主眼に置き、民間の能力やノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上や行政コストの削減等を図るため、直営施設の積極的な制度の導入や非公募から公募への拡大を図る。	指定管理者制度導入により、公の施設の利便性の向上と管理運営経費の削減が図れ、民間事業者による新たな市民サービスの向上が期待できる。 H18年度 55施設導入(指定期間2年間) H20年度 54施設(内公募施設4施設) (指定期間2年~5年)

項目番号	推進項目	担当部署	推進項目の概要	
			実施内容	実施効果
35 (P36)	民間アウトソーシングの実施	総務課(行政改革推進室) 関係各課	個人、地域や民間ではできないもしくは非効率な業務の範囲を明確化し、事務事業の継続の必要性を検証する。また、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、全庁的な視点に立って官民の役割分担を見直し、民営化の基準、委託など事業実施の手法等を明確にすることで、すべての事務事業を対象にアウトソーシングを検討するための運用指針等を策定し、積極的な活用を行う。	内部管理業務などのうち、定型的な単純業務などについては、民間委託を行うことにより、人件費等のコストが図れ、水道施設などの管理業務については、高度で専門的な技術を持つ民間への包括的な委託を行うことで、効率的な維持管理と人件費のコスト削減が図れる。
36 (P37)	公共施設のあり方の見直し	総務課(行政改革推進室) 関係各課	合併後の市全体の枠組みをベースとした公共施設全体のあり方を、ファシリティマネジメントの視点を加え、費用対効果や運営主体等を統一的に検証し、総合的な見直しを行う。見直しについては、継続的に毎年度実施し、用途転用を含めた施設の有効利用や統廃合の検討を行うとともに、指定管理者制度導入や業務の委託化等、効率化に積極的に取り組み、予算編成、組織再編、定員管理にも反映する。	施設のあり方を総合的に見直すことで、公共施設のスリム化や組織体制の基盤を確立し、合併後における公共施設の適正な規模による効率的・効果的な配置を図ることができる。
37 (P37)	外郭団体等の見直し	総務課(行政改革推進室) 関係各課	指定管理者制度による民間事業者との競争に耐えうるだけの運営能力を養うためにも、新たな形での団体の姿が必要となってくる。このことから設立目的、業務内容、運営状況を的確に分析し、団体との調整会議などを立ち上げ、団体の新たな形について検討を進める。 また、市民に対する透明性を高める観点から経営内容や議事録の公開を積極的に行っていく。	外郭団体の運営能力等を強化し、あり方の検討や経営状況、会議録等の情報公開を推進することで、外郭団体の役割の明確化、経費削減、業務の効率化を図る。
38 (P39)	人材育成基本方針の策定	総務課	「湖南市人材育成基本方針」を策定するにあたり、庁内に策定委員会を設置し、職員へのアンケート調査の実施による現状分析や課題の抽出を行い、基本設計を立てた上で策定する。	基本方針に自己啓発、目標管理、人事管理(人事評価)、人材育成推進体制を明記し、目指すべき職員像や職員に必要な能力、職務・階層別に必要とされる役割を職員が認識し、さらなる向上を目指すことができる。
39 (P39)	人材育成の推進	総務課	毎年度において、課題に応じた年間研修計画を策定し、研修を行う。また、OJTの強化、キャリアアップシステムの構築、複線型人事制度を検討し、積極的な人材登用なども図りながら人材の育成を推進していく。	様々な形での職員研修の実施、職員の能力の向上や能力を取得するための制度の確立、総合職と専門職を選択できる制度などを確立することで、職員の能力アップが図れ、よりよい人材の育成や登用を行うことができる。
40 (P40)	政策形成能力の向上	総務課	年間研修計画に基づき、政策形成能力を向上させるため、研修センター主催の指導者養成研修への職員の積極的な参加を推進する。	指導者養成研修への積極的な参加を推進することで、時間的にも調整が図りやすい内部講師による研修が可能となり、内部講師および受講者とも研修への意識の向上による政策形成能力の向上が図られる。
41 (P40)	自主政策研究活動の支援	総務課	市民、行政職員、NPO職員等が共同で地域政策の立案を行う制度を構築し、大学などを中心とした組織が実施する研究会への参加促進を積極的に行っていく。	自主的に職員が多様な形で研究等を行うことにより、政策形成能力の向上を図る。

項目番号	推進項目	担当部署	推進項目の概要	
			実施内容	実施効果
42 (P40)	国・県等への職員の派遣	総務課	国、県からの権限移譲や組織改革による多様な業務に耐えうる人材を育成するため、研修先の配属を希望し、研修目標を立て、必要な専門的知識の取得や資質の向上を図るため、職員を国や県に派遣する。また、県へ派遣する研修については、期間を1年間とし、研修期間中に政策課題別の研究を行う。	国、県へ派遣することで、職員に必要な専門的知識の取得と資質の向上が得られ、地方分権時代に耐えうる人材を育成することができる。
43 (P41)	民間への職員派遣	総務課	市内の民間企業等と協定し、1ヶ月間、民間業務を体験することによる職員の意識改革と職務能力の向上を図ることを目的として、市幹部職員（55歳以下の課長級職員）を民間企業等に派遣する。	幹部職員が研修を行うことによって、自己意識の改革と必要な能力開発が得られ、管理職としての研修を生かした部下への影響等の組織づくりが可能となる。
44 (P41)	外部からの職員の受け入れ	総務課	指定管理者制度の導入が進む中、外郭団体についても効率的なサービスを提供するため、団体の職員を研修生として受け入れ、2年間の研修期間の中で行政の事務を経験することによる意識の改革を図る。 また、学生を一定の期間受け入れ、研修を行うインターンシップ制度の導入を図る。	様々な形で外部の研修生を受け入れることで、研修生自身も良い経験となり、現職員も外部からの視点を得ることによるサービスの向上が図れる。
45 (P42)	職員公益通報制度の創設	総務課	市政における違法な事態の防止および損失の抑制を図るために、職員等が知り得た行政運営上の違法または不当な行為等に関して通報を行う制度を創設する。	市政における違法な事態の防止と市民全体の利益および行政に対する信頼の著しい損害をもたらす損失の抑制を図ることができる。
46 (P42)	職員の交通事故防止対策の強化	総務課	東西の庁舎に安全運転管理者2名と副安全運転管理者3名を専任しており、交通事故防止等に関する措置要綱を策定し、交通安全研修等（シートベルト着用調査の実施、各種交通安全運動への参加、各種講習の受講）を強化する。	職員の安全運転に対する自覚の喚起を促し、飲酒運転や違法行為の撲滅を図る。
47 (P43)	法令遵守チェック体制の強化	総務課	職員が職務を公正に執行し、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るため、倫理規程の策定や倫理委員会を設置し、職員の倫理観の向上と不正の防止に努める。	職員が模範的存在の公務員であることを自覚し、倫理観の向上を図ることで市政に対する市民の信頼を確保する。
48 (P43)	職員の健康管理の推進	総務課	職員の安全と健康の保持増進及び快適な職場環境を保持するために、健康診断の実施、衛生委員会の開催、産業医の委嘱を行う。 1. 健康診断の実施 定期検診・前立腺がん・腰痛・破傷風・B型肝炎（定期健診は臨時職員も対象） 2. 衛生委員会の開催 職員の衛生に関する基本的事項について調査・審議 3. 産業医の委嘱 健康診断の実施等職員の健康の保持増進に関する業務および健康診断による健康管理区分の決定と事後措置の指示	職員の健康管理に対する意識の向上と病気の早期発見・早期治療を図れる。

項目番号	推進項目	担当部署	推進項目の概要	
			実施内容	実施効果
49 (P44)	メンタルヘルス対策の推進	総務課	近年、業務の複雑・多様化してきている中で、メンタル面の不調で長期の療養を必要とする職員が増えてきていることから、メンタルカウンセリングや研修会への参加を行う。	カウンセリングなどを実施することにより、職員のメンタル面の不調を未然に防ぐとともに、個々の職員の状態に合った対処を行い、職員の健康保持の増進と職場環境の向上を図る。
50 (P45)	定員の計画的な削減	総務課	平成17年度に策定した定員適正化計画に基づき、確かな現状分析による業務の見直しやアウトソーシングの実施により、市が直接行う業務を縮小する。また、中長期的に市が担うべきサービスに合った必要最小限の職員体制とするなど人件費の抑制に努める。	定員適正化計画に基づき、事務事業の整理による職員の適正な配置を行うことで、職員の削減が図れ、人件費の削減につながる。 職員数(H17年度) 500人→職員数(H22年度) 473人 ▲27人(純減率▲5.4%)
51 (P45)	民間からの人材確保	総務課	一過的な業務や急を要する業務などは、職員を育成するまで時間が掛かるため、専門職の採用、民間経験者の採用、嘱託職員の採用を行う。また、労働者派遣に基づき民間企業から人材の派遣を行う。	行政の複雑・多様化に対しての専門的知識の必要性や急を要する業務を遅滞なく行うことができ、幅広い行政サービスを市民に提供することが可能となる。
52 (P46)	任期付職員採用制度の導入	総務課	高度で専門的な知識経験等を有する者を一定の期間、業務に従事させるよう選考により任期を定めて採用できる制度の検討を行う。	行政の複雑・多様化に対しての専門的知識の必要性や急を要する業務を遅滞なく行うことができ、幅広いサービスを市民に提供することが可能となる。
53 (P46)	給与の適正化	総務課	通勤手当や住居手当などの諸手当の見直しを図るとともに、人材育成を主眼に置き、能力や実績に基づいた公正・公平な人事評価制度を導入する。	能力評価や実績評価を取り入れた人事評価制度の導入により、職員の意欲の向上と組織に活力を与え、年功的な給与上昇を抑制することができる。また、諸手当については、民間の実態と乖離することのないように国公を基準とした見直しを実施することで、給与の適正化が図れる。
54 (P47)	特殊勤務手当の見直し	総務課	各特殊勤務手当の支給基準や支給根拠等を精査し、関係課等と調整の上、廃止を含めた見直しを実施する。また、支給基準が不明確なものは、規定等を明確にする。	国が人事院規則で定める特殊勤務手当およびこれに準ずる勤務以外の勤務に支給している特殊勤務手当(11手当)の廃止を含めた見直しを実施し、また、支給規定、支給基準の明確化を図り、市民の納得が得られる透明性の高い特殊勤務手当とする。
55 (P47)	若手登用制度の構築・実施	総務課	今日までの年功序列的な横並び人事から脱却し、職員の能力や意欲に基づいた能力本位で適材適所の人事配置と意欲ある人材の登用を行う。	積極的に能力のある若手を登用することで、組織の活性化が図れる。
56 (P48)	人事評価制度の導入	総務課	平成22年度からの試行導入を目指し、導入に向けた調査・検討を行う。	職員の意識改革と能力の向上や組織全体のマネジメント機能を図ることにより、市民サービスの向上に繋げることができる。 H20年度 調査・研究 H21年度 導入検討 H22年度 試行導入
57 (P48)	部局人事の推進	総務課	部局内の業務量、業務内容や職員の能力を身近に把握している部局長が、部内の状況を考え、職員の能力を生かした適材適所の配置を行うため、部局人事を導入する。	部局人事を実施することにより、年度途中においても業務量の変動や仕事の繁閑等に配慮した柔軟で機動性の高い人事配置が可能となる。

項目番号	推進項目	担当部署	推進項目の概要	
			実施内容	実施効果
58 (P50)	部局枠予算編成の実施	企画財政課	各部局が予算の編成から執行までを柔軟に行えるよう、平成18年度予算から部局枠編成予算を採用しており、今後も年度ごとに枠配分の内容を見直しながら配分額を決定し、枠の内容や決算額との乖離に配慮しながら継続して実施する。	各部局による事務事業の見直しなど、事業を再点検することによる経費の削減を行うことにより、必要な事業への予算の配分が可能となり、柔軟な予算編成ができる。 枠配分（一般財源ベース） H18年度 約30億円 H19年度 約46億円 H20年度 約43億円
59 (P50)	中期財政計画の策定と推進	企画財政課	現行の財政計画は、市の集中改革プランに示されたものであり、「新公会計制度」が始まる平成21年度および「地方財政健全化法」に基づく新指標の公表が平成19年度決算から行われることから、平成20年度中に中期（今後10年間）の財政計画を策定し、市財政の健全化に努める。	計画を策定することにより財源の効率的な配分など、今後の財政運営を計画的・効率的に行うことができる。
60 (P51)	経常収支比率の低減	企画財政課	平成18年度決算においては、算定の方法が変更された影響もあり、財政の弾力性を表す指数としての経常収支比率が96.0%と財政の硬直化が進んでいる。このことから平成22年度の決算において91.0%とし、対18年度比で5%の低減を達成できるよう努める。	経常収支比率を低減することにより、硬直した財政の柔軟性の向上が図れる。 H18年度(決算)96.0%→H22年度(決算)91.0% ▲5.0%
61 (P51)	上水道事業の経営健全化	上下水道課	水道事業は公営企業であり、常に経済性を発揮するとともに公共の福祉の増進に努め、また、独立採算性の原則の中で、事業活動に必要な収入は事業活動において確保することが求められています。的確な収入・財源の確保、定員管理の適正化、民間委託等のアウトソーシングの推進、建設改良事業費の抑制など一層の効率化を図り、経営の健全化に取り組む。	水道事業経営計画などに基づき、経営の健全化・効率化など経営基盤が強化されるとともに、計画的な施設整備・更新が実施され、安定的な給水が確保される。
62 (P52)	下水道事業の経営健全化	上下水道課	受益者が負担する使用料等で賄うべき経費と税（一般会計からの繰出金）で賄うべき経費との基準を尊重し、的確な収入の確保と包括的な民間委託等の推進などによる経営の一層の効率化を図り、一般会計からの繰出金の縮減に努める。 また、市民・利用者への説明責任を果たすため、下水道事業の収支見通しや財務状況の公表に努めるとともに、地方公営企業法の適用を視野に入れ、さらなる経営の健全化を進める。	受益者負担の原則に基づく適正な使用料などの財源確保や効率的な事業経営により、経費回収率が向上し、一般会計からの繰出金が縮減する。
63 (P53)	公債費の抑制	企画財政課	市総合計画および行政改革大綱に基づき、投資的事業の見直し選択を行うことや契約事務などの見直しを行うことや契約事務などの見直しを行い、地方債（起債）の発行を抑制する。特に交付税算入がある合併特例債を中心とした地方債とし、その他の地方債については、できる限り発行しないものとする。また、発行に際しては、できるだけ低利にすることや償還期限に留意し、償還が一時的に多額とならないようにする。高金利の地方債については、低金利の地方債に借り換えを行うほか、残高の少ないものについては、繰り上げ償還を行う。 また、市民の市政への参画意識を促すため、住民参加型（ミニ）公募債の導入についても検討する。 公営企業会計や事務組合の財政についても厳しく監視を行っていく。	計画的な地方債の発行により、義務的経費の増嵩を抑制することで健全な財政運営を図る。 実質公債費比率 15%台（現行）→維持 公的資金の繰上償還（H19年度～H21年度）→5%以上

項目番号	推進項目	担当部署	推進項目の概要	
			実施内容	実施効果
64 (P54)	財政調整基金の確保	企画財政課	平成18年度末における財政調整基金の残高は、680,000千円あまりで減債基金についても18,000千円と県下の市の中でも最低の額であり、このままでは、一時的な歳入不足や歳出に対応ができない状況であるため、基金繰り入れに依存しない財務の体質強化を図り、計画的な基金積立を行う。	計画的に基金積立を行い、緊急な財政需要に柔軟に対応できる。
65 (P54)	財政状況の公表	企画財政課	市の財政状況(上・下半期執行状況、予算、決算)について、広報誌やホームページを通じて市民にわかりやすく公表する。また、行政評価の結果と併せて公開することについても検討を行っていく。	広報誌やインターネット等で公表することにより、市民に厳しい市の財政状況を理解し、共通認識を持ってもらうことで、市民の市政に対する参画意識や協働意識の高揚が図れる。
66 (P55)	総合的な財政分析の実施	企画財政課	新たな公会計制度の下で、平成21年度からバランスシートなど4表の作成および「地方財政健全化法」により、4指標の公表が平成20年度(平成19年度決算)から義務づけられていることから、バランスシートおよび行政コスト計算書を作成し、公表します。	財政状況の公表に際して、より市民にわかりやすく公表していくためにバランスシートおよび行政コスト計算書を作成する。
67 (P56)	使用料及び手数料等の適正化・統一化	総務課(行政改革推進室) 関係各課	受益者負担の原則に基づき、受益と負担の公平性を確保するため、使用料・手数料等の受益者負担基準を策定し、基準に基づき使用料・手数料等の見直しを行うなど、適正化を進める。また、無料または減免適用のものを含め、使用料・手数料等のあり方について抜本的な見直しと点検を行う。	施設の使用料などについて、最低限の施設使用に係る料金の徴収の実施を行うことで、補助団体への無料による使用や減免団体(者)への基準を整理し、サービスを受ける市民と受けられない市民との間の不公平感が是正されるとともに、市民サービス全体の向上が図れる。
68 (P56)	市有財産の有効活用	管財契約課	市有財産の適正な管理のため、庁内に検討委員会を設置し、遊休地等の調査を行う。平成18年度から市土地問題調整会議設置要綱を策定し、財産、特に土地の取得、管理及び処分を一元化し、遊休地や道路整備など公共事業のため取得した土地で利用予定のないものについては、道路計画等を早急に策定し、不要なものは売却や貸付等を行うなど有効活用を図る。	市有財産の売却、貸付を行うことにより、財源の確保を図る。
69 (P57)	広報こなん、市のホームページへの有料広告掲載(募集)	秘書広報課	平成17年度からの市の財源確保と地域経済の活性化を目的として、市の公共物(広報こなん、市のホームページ)にそれぞれ枠数を設定し、1枠20,000円で有料広告を募集する。広告掲載の募集は、毎年度2月に次年度分の広告を募集し、年度途中において空きが生じた場合は、当年度の広告を随時募集する。	有料広告の掲載により、収入源を確保することができる。
70 (P57)	都市計画マスタープランの策定	都市計画課	総合計画および国土利用計画を上位計画として、これからのまちづくりの基本方針となる都市計画マスタープランを策定し、土地利用計画をはじめとするまちづくりの方針、都市計画に関する事業やルールの方針を定める。	戸建て住宅地や工業地、拠点となる市街地を計画的に整備し、まちの成長を支える計画的なまちづくりを進める。

項目番号	推進項目	担当部署	推進項目の概要	
			実施内容	実施効果
71 (P58)	未収金対策の強化	会計課 関係各課	<ol style="list-style-type: none"> 納税環境の整備(納税者の利便性の確保) ①夜間、休日納税窓口の開設 ②コンビニ収納の導入 県との共同徴収の実施 管理職による臨戸訪問の実施 滞納者に対する差押処分等の法的措置が速やかに実施できるよう徴収体制の強化を図る。 	<p>税務行政の根幹は、適正な課税と収納率の向上であり、滞納税額を減少させることで、納税秩序の維持と税の公平性の現実および市財源の確保を図る。</p> <p>収納率(H17年度 98.1% → H22年度 98.5% 0.4%の増)</p>
72 (P59)	情報インフラ整備	総務課	<p>平成17年度から公共ネットワークの見直しに着手し、平成18年度には、新たな公共ネットワークの構築を行い、平成19年度から運用を開始する。</p>	<p>従来までのネットワーク通信経費の大幅な削減を実現し、高速ネットワーク通信の拡大を図る。</p> <p>既存ネットワークの通信費の削減および回線速度の増速 回線経費(▲26% ▲7,250千円/年間)</p> <p>学校教育等において新たな授業内容の拡大</p>
73 (P59)	情報システム調達の適正化	総務課	<p>平成18年度から庁内に情報システム検討委員会を設置し、システム内容・経費について検討を図る。また、平成20年度から委員会を見直し、新たな委員会に組織編成を行うことで、システム調達方式、詳細な仕様書の確認、業者との調整、維持管理などシステム調達全体の支援を行い、ライフサイクルコスト(システムに掛かる生涯経費)の軽減と適正な調達を図る。</p>	<p>システム調達全体を支援することにより、既存システムの有効活用、重複機能、過剰的なシステム機能の見直しを行うことにより、情報システム調達によるライフサイクルコストの削減につながる。</p>
74 (P60)	補助金等の整理合理化	企画財政課 総務課(行政改革推進室) 関係各課	<p>交付されている各種補助金の中には、使用内容や効果等が十分に検証されないまま交付されている補助金もあることから、行政の関与の必要性や経費負担のあり方、効果等を精査し、廃止、縮減、終期の設定、重点化の整理合理化を図る。また、補助金検討委員会を設置し、全庁的な補助基準を策定するなど計画的な補助金の抑制を図る。</p>	<p>所期の目的を終えた補助金などについて、全庁的に整理合理化を行うことで、その財源を市民と協働によるまちづくりを進める上での真に補助が必要な事業に対して、重点的かつ効果的に財源を配分することができる。</p>
75 (P60)	入札・契約事務の適正化	管財契約課	<p>入札契約制度改革の効果の検証として、「価格及び品質を含めた競争性の確保に寄与しているか」、「不正行為の防止に効果的か」、「建設業の健全な発展に寄与しているか」など、多面的に検証を行っていく。また、一般競争入札や総合評価方式のさらなる拡大、指名競争入札・随意契約の透明性を確立を図る。</p>	<p>検証結果を踏まえて、入札・契約制度の継続的な改善を進め、価格のみではなくランニングコストも含めた最も価値の高い公共調達の実現を図る。</p> <p>H19年度 一般競争入札の拡大 (予定価格 3億円以上 → 1.5億円以上)</p> <p>H19年度 指名競争入札(受注希望型・公募型の実施)</p>
76 (P61)	公共工事のコスト削減計画の策定	管財契約課 関係各課	<p>厳しい財政事情の下、限られた予算の中で公共事業を着実に進めていくことが求められており、それを実現するためには、公共事業のプロセスを見直し、職員一人ひとりがコスト意識を持って取り組むことが不可欠である。良質な社会資本を適正な価格で整備するため、計画、設計、積算、入札契約、施工管理、検査・評価の各段階において制度の見直しを実施し、社会的ニーズに適応した事業の進め方の検討とコスト構造改革を実現し、公共工事のコスト削減を図る。</p>	<p>事業の円滑な進捗を行うことに重点を置きながら工事コストの低減と工事の効率性の向上を図る。</p> <p>コスト削減率(10% ~ 15%)</p>